

沼田市人材活用支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点（群馬県内の中小企業に対し、その成長の具現化に必要となる専門的な技術や知識等を有するプロフェッショナル人材の活用を促進するため、群馬県が設置した拠点）に登録されている紹介会社を活用し、デジタル技術の活用や環境配慮型経営の推進により経営課題の解決を図る中小企業者等に対し、予算の範囲内において交付する沼田市人材活用支援金（以下「支援金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者でデジタル技術の活用により自社の新たな価値の創造に取り組む、若しくは環境配慮型経営の推進に取り組む又はそのいずれにも取り組む者をいう。
- (2) 個人事業主 株式会社等の法人を設立せずに自ら事業を営んでいる個人でデジタル技術の活用により事業への新たな価値の創造に取り組む、若しくは環境配慮型経営の推進に取り組む又はそのいずれにも取り組む者をいう。
- (3) 副業人材 専門的な技術、免許資格、知識、技能等を有し、新たな商品、サービス等の開発、その販路の開拓、個々のサービスの生産性向上等の具体的な取組を通じて、中小企業等の事業継続及び成長戦略を具現化していく人材であって、主とする労働以外の時間を活用して、業務委託契約等に基づく仕事に従事する者をいう。
- (4) 副業人材活用型 紹介会社を通じて副業人材と業務委託契約等を締結し、当該人材を活用することをいう。
- (5) 転職人材 市外企業かつ市外事業所から市内中小企業者等に転職する者をいう。
- (6) 転職人材活用型 紹介会社を通じて転職人材を正規雇用として採用することをいう。
- (7) 紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録されている者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 支援金の交付申請日時点において、市内に主たる事業所又は事業拠点（大規模チェーン直営店を除く。）を有する中小企業者及び市内に住民登録をしている個人事業主（以下「中小企業者等」という。）であること。
- (2) 個人事業主の場合、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 交付対象者が配偶者等の被扶養者でないこと。
 - イ 主たる事業の収入額が、年金、給与収入等の収入額の合計を上回っていること。
- (3) 支援金の交付申請日時点で、市内で1年以上継続して事業を行っており、支援金交付後も事業を継続する意思があること。
- (4) 国、県、その他の機関から補助対象経費を同じくする、補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

- (6) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行っている者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関係特殊営業を営む者でないこと。

（補助金の額）

第4条 支援金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、副業人材活用型と転職人材活用型は重複して利用できないものとする。

2 前項の規定により算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 副業人材又は転職人材に支払った報酬の補助対象経費については、契約日から3箇月分に係るものとする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする中小企業者等は、副業人材又は転職人材との契約前に事業計画書（別記様式第1号）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により事業計画書を提出した者（以下「申請者」という。）は、沼田市人材活用支援金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、副業人材活用型については委託した業務が完了した日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日（転職人材活用型については、正規採用の日から120日以内又は2月末日のいずれか早い日とする。）までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第3号）

(2) 直近1期分の法人税確定申告書別表1の写し又は前年分の確定申告書第1表の写し若しくは市県民税申告書の写し

(3) 運転免許証等の本人確認書類及び開業届等の事業内容が分かる書類の写し（個人事業主に限る。）

(4) 紹介会社に利用の申込みをしたことを証明できる書類（申込書、契約書等の写し）

(5) 補助対象経費の支払いを証明する領収書等の写し

(6) 副業人材の履歴書又は職務経歴書の写し（副業人材活用型に限る。）

(7) 副業人材と締結した業務委託契約書等の写し（副業人材活用型に限る。）

(8) 副業人材活用実績報告書（別記様式第4号）（副業人材活用型に限る。）

(9) 人材の正規採用に係る労働契約書（雇用契約書）の写し（転職人材活用型に限る。）

(10) 市税の完納証明

(11) 申請者名義の振込先口座の通帳の写し

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の申請は、1中小企業者等につき、年1回に限るものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第2項に規定する交付申請書兼請求書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、沼田市人材活用支援金交付・不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、支援金の返還を求めらるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
副業人材活用品	副業人材の紹介会社に支払った紹介手数料及び副業人材に支払った委託料等の合計	10/10	100千円
	副業人材の紹介会社に支払った紹介手数料及び副業人材に支払った委託料等の合計（環境負荷低減につながる取組のために、当該人材を活用した場合）	10/10	150千円
転職人材活用品	転職人材の紹介会社に支払った紹介手数料及び転職人材に支払った報酬の合計	10/10	100千円